横浜市駐車場条例による定期報告に関するＱＡ

１　定期報告では何を確認するのですか。

当該附置義務建築物に係る特例承認内容※との整合及び敷地外駐車施設等の維持管理状況（適切に駐車施設等が確保され続けているか）を確認します。

そのため、定期報告書の提出前に、当該附置義務建築物に係る特例承認の情報を把握した上で、附置義務建築物の用途・規模や敷地外駐車施設等の位置・台数等が定期報告書と整合していることを確認してください。

※附置義務建築物の用途・規模や敷地外駐車施設等の位置・台数等

２　昨年度の報告時点から状況は変わっていないので、旧様式で提出してもよいですか。

恐れ入りますが、令和８年８月の横浜市駐車場条例取扱基準改正後の新しい様式で提出してください。

なお、改正後に追加された記入事項のうち記入が困難なものは、定期報告書の確認に必要な事項（Ｑ１参照）以外は未記入でも構いません。

３　定期報告書に貼り付ける「駐車施設等の全景写真」はグーグルマップの画像貼付でもよいですか。

グーグルマップの画像は写真ではない（現況とは限らない）ため、写真を貼り付けてください。

４　添付図書は必須ですか。根拠は何ですか。

添付書類は必須です。

根拠は、横浜市駐車場条例取扱基準第 17 条です。同条では「(横浜市駐車場)条例第 12 条の２の規定による報告は、定期報告書（第 11 号様式）に当該様式に掲げる図書を添付して」と規定されており、様式の（注意）２～４の記載そのものが取扱基準となっています。

５　添付図書「駐車施設等を正当な権原に基づき使用していることを証する書類」は、具体的に何を提出すればよいですか。

敷地外駐車施設等を専用的に使用する権利を有していることが確認できるものとして、賃貸借契約書などの契約書類の写しが考えられます。

契約締結時の当初契約期間が満了し自動更新となっている場合は、契約書の写しに加えて、直近の支払い証明書の写しなど、当該契約が継続していることを確認できる資料もあわせて提出してください。